

年末年始は

こんなトラブルに要注意

消費生活
だより Vol.22

長期休みは、スマートフォンの使用時間が増えがち！

**SNS上の広告やSNSでのやり取りを
きっかけにしたトラブルに注意が必要です。**

定期購入に関するトラブル

SNSの広告から「1回限り」と思って注文したところ、定期購入だったといった相談が多く寄せられています。スマートフォンの操作に不慣れな高齢者や、男性に向けたターゲティング広告も増加傾向。消費者を惑わす表示にご注意を！

偽サイト・詐欺サイトのトラブル

SNS上のお得な広告からアクセスし、通販サイトで商品を注文したが、粗悪品が届いたといった相談が後を断ちません。購入前にサイトの情報や、表示内容を十分に確認し、信頼がおけるか見極めることも大切です。

副業・投資のトラブル

SNSで知り合った相手から「サポートがあるから安心」と儲け話を持ち掛けられたが、うまく稼げない。高額なサポート料金も返ってこない。といったトラブルが、年齢問わず発生しています。「簡単に稼げる」と聞いたら、まずは疑ってください。

ロマンス詐欺のトラブル

「会いたい、結婚したい、お金をあげる」と、甘い言葉で近づいて、金銭等を騙し取る手口に注意してください。「2人の将来のために」と、無理な投資を持ちかけてくるケースもよくあります。

あ、これ安い
買っちゃお

簡単に信じちゃダメ！

ここがポイント

- 01 | 広告の内容を鵜呑みにせず、契約内容をしっかりと確認しましょう。
- 02 | 申し込む前に「最終確認画面」で契約内容や条件を再度確認。画面はスクリーンショット（撮影）し、保存しておきましょう。
- 03 | SNSで知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう。
- 04 | マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証などの個人情報とは簡単に渡さないようにしましょう。

check!

借金について悩んでいませんか？

消費生活センターでは多重債務の相談も受け付けています。
ひとりで悩まずご相談ください。



弁護士による
法律相談の案内もしています。



東三河広域連合での功績が認められ、表彰を受けました



元消費生活相談員
しみず よしえ
清水宜枝さん

第77回愛知県表彰 社会活動功労者
令和7年11月愛知県

令和7年度消費者支援功労者表彰
ベスト消費者サポーター章

令和7年5月消費者庁

消費生活センター
公式Instagram



@SHOHISEIKATSU_KOIKI

東三河全ての市町村に、消費者のための
相談窓口（消費生活センター・消費生活相談室）が設置されています

相談受付時間 平日9:00～16:30 ※祝日、年末年始は除く

商品やサービスに対する苦情や、
契約に関するトラブルなど、困ったり、迷ったら、

お近くの窓口へ繋がる
消費者ホットライン ☎188へお電話を！

ダイヤル後、音声ガイダンスに従ってください。一部のIP電話、プリペイド式携帯電話等からはご利用いただけませんので、総合センターまたは豊川センターへお電話ください。

総合センター ☎(0532) 51-2305
豊川センター ☎(0533) 89-2238

東三河広域連合 消費生活相談

詳しくは

検索